

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例第2条で規定する、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区及びうるま地区内賃貸工場（以下、「施設」という。）への入居募集に関し、同条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。ただし、うるま地区内賃貸工場のうちの高高度技術製造業賃貸工場については、別途要綱を定めるものとする。

(施設の位置等)

第2条 施設の位置、区画及び面積は別図表のとおりとする。

(入居者資格要件)

第3条 施設の使用の許可を受けて入居する者（以下「入居者」という。）の資格要件は、次の(1)から(4)に定める要件をすべて満たすほか、原則として(5)を満たす者とする。

- (1) 青色申告書を提出する法人であること。
- (2) 貿易若しくはこれに関連する事業、又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- (5) 輸移入した原材料を加工し、製品を輸移出する産業（以下、「加工交型産業」という。）の振興に寄与すると認められる製造業を営むものであること。（うるま地区内賃貸工場に限る。）

(募集方法等)

第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。

2 知事は、公募の広報を県広報媒体等を通じて行うものとする。

(入居申込みの方法)

第5条 施設の入居の申込みをする者（以下「入居申込者」という。）は、入居申込者本人又はその代理人が、国際物流拠点産業集積地域内施設入居申込書（第1号様式。以下「入居申込書」という。）に係る資料を添えて、沖縄県商工労働部企業立地推進課又は各県外事務所を持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居申込者については、この限りでない。

2 前項の申込みの受付時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員服務規程に定める、勤務時間内とする。

(入居者の選考)

第6条 知事は、別に定める沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居者選考要領に基づいて入居申込者を審査し、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設入居企業選考委員会において選考を行い、入居者を内定するものとする。

2 知事は、入居申込書を受理したときからおおむね1ヵ月以内に前項に定める審査等を行うものとし、入居者を内定したときは、速やかに、国際物流拠点産業集積地域内施設入居内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 入居者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 経営状況の堅実性

経営状況が堅実であること。

(2) 計画の確実性

事業計画が遂行可能な資金計画を有していること。

(3) 貿易との関連性

国際物流拠点産業の振興に寄与する者であること。

(4) 空港又は港湾の利用度

空港又は港湾を有効に活用するものであること。

(5) 県経済への波及効果

企業立地により、県内産業への波及効果が期待されるとともに、相当数の新規雇用者の増が見込まれること。なお、県内企業の移転の場合は、産業の高度化等が図られること。

(使用の許可の申請)

第7条 知事から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に、施行規則第3条に規定する使用許可申請書を提出しなければならない。

(内定の取消)

第8条 知事は、入居内定者が、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込書の事業計画に著しい変更が生じる等使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、国際物流拠点産業集積地域内施設入居内定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めがない事項については、商工労働部長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 平成11年度は、平成11年10月1日(金)から平成11年12月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)を申込みの期間として公募する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年6月5日から施行する。
- 2 平成12年度は、平成12年6月5日(月)から平成12年8月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)を申込みの期間として公募する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年9月8日から施行する。
- 2 平成12年9月8日(金)以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)については、随時申込みを受け付けるものとして公募する。

附則

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。